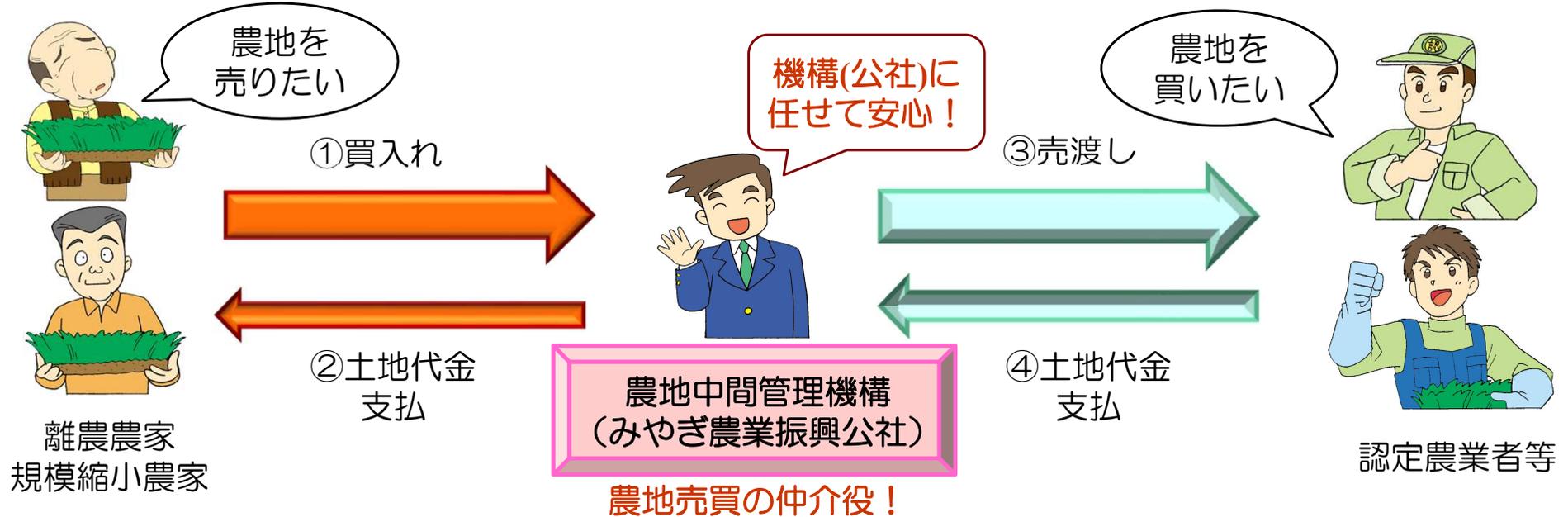


農地売買等支援事業の概要



農地中間管理機構が離農農家や規模縮小農家から、農用地区域内の農地を買入れて、認定農業者等に対して、農地を効率的に利用できるよう調整したうえで、農地の売渡しを行います。



点在する農地
遊休農地化防止

円滑な農地の継承

農地の面的集積
規模拡大実現

農地売買等支援事業のメリット

農地を売った方（出し手）



- 公的機関である農地中間管理機構から直接土地代金を受け取ることができます。
- 農地に関連した税制面での優遇措置が適用されます。
（譲渡所得が800万円まで特別控除され、所得税が軽減されます。買入協議制度による場合は1,500万円まで特別控除。）

農地を買った方（受け手）



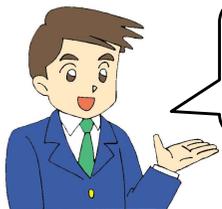
- 農地を取得することで、まとまりのある団地形成が図れます。
- 経営規模拡大により安定的で効率的な農業経営が可能になります。
- 農地中間管理機構との契約だけで農地を取得することができます。
- 農地に関連した税制面での、以下の優遇措置が適用されます。
 - ①登録免許税（所有権移転登記）が10/1000（R5.3.31まで）に軽減されます。
 - ②不動産取得税が取得価格の1/3相当額控除されます。



事業要件

受け手である認定農業者等が現に耕作している農地と買入れる農地を合わせて、**おおむね1ha以上の団地**を形成する必要があります。（※詳細は次ページ参照）

手数料



手数料は、各種手続き、調査等に要する経費です。

活用者	種別	率(%)
出し手	機構買入は買入価格の	1.0%
受け手	機構売渡は売渡価格の	一千万円まで 1.5%
		一千万円を越す分 0.5%



団地形成要件について

1) 団地形成の目的及び趣旨



認定農業者等の担い手へ、面としてまとまった形で農用地の団地形成(集約化)を図り、担い手の育成及びコスト低減などを図るとともに、優良農地を保全し、食料自給率の向上、農業の多面的機能の十分な発揮に資することを目的とします。

2) 団地形成の定義

農地売買等支援事業実施要領(最終改正 令和7年3月31日 6経営第 2246 号)

第5 本事業の要件 1 (1) ウ (ア) a より一部抜粋



1. **新たに買い入れる農用地等と現に耕作を行っている農用地等が、おおむね1ha以上の団地を形成すること。**

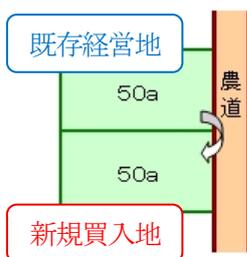
※現に耕作を行っている農用地等とは…

所有権若しくは利用権に基づき、又は(特定)農作業受託により集積された農用地。

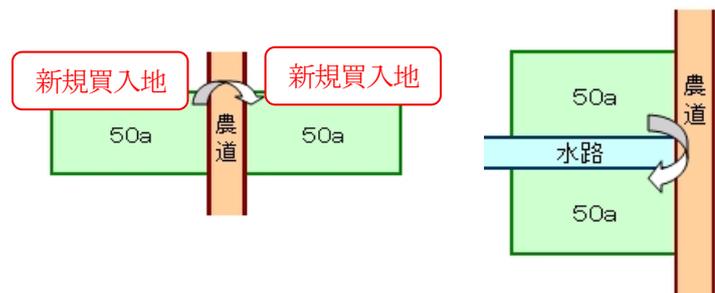
(農作業受託地については、農作業受委託契約書による契約締結が必須)

2. 以下の①～⑤のいずれかに該当する、**一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の隣接する農地**をいいます。

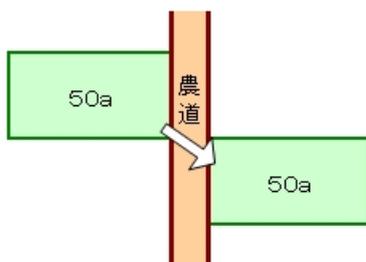
① 畦畔で接続する農地



② 農道又は水路等を挟んで接続する農地



③ 各々一隅で接続する農地



④ 買受者の宅地に接続している2筆以上の農地



⑤ 段状に接続する農地